

Q & A

なぜ市民との協働が大切なのですか？

最近、「協働」という言葉をよく耳にしますが、なぜ市民との協働を推進するのでしょうか。

1990年代以降、日本は少子・高齢化社会を迎えるとともに、経済の成長力も低下し、税収の増加も見込まれない時代となっています。

横浜市ではこのような時代を非「成長・拡大」の時代と認識し、成長拡大を前提としたシステムの見直しに取り組んでいます。

また、時代の変化とともに、新たな社会的課題への取組みと、多様なニーズへの対応が求められるようになってきました。

しかしながら、これまでのように、公的サービスは行政が行えば良いという考え方は、多様なニーズには応え切れません。

行政は一律の制度によって、公平で均一的なサービスを提供することは得意とし、また、それが求められてきましたが、ニーズに合わせたきめの細かいサービスを提供することは、不得意としています。

これからは、サービスの受け手でもある市民自身がサービスの担い手となって、課題解決に向けて協力し合うことで、多様なニーズに対してきめ細かく質の高いサービスの提供をすることが求められます。

そこで、様々な市民と行政が協働により、それぞれの特性を活かすことで、多様なニーズの解決を図ることが必要とされているのです。

なぜ横浜市は「協働推進の基本指針」を策定したのでしょうか。

協働の取組みは、全国的にも、まだ始まったばかりです。そのため、「これこそが協働だ」「こうすれば協働できる」というものが確立されているわけではありません。いわば手探りしながら進めているのが現状です。

しかし、まったくの手探りでは、協働の取組みはなかなか進みませんし、お互いに別々の方向を向きながら事業に取り組んでも、事業も進みません。

新たな事業という暗闇の中の迷路に飛び込んだだけでなく、協働のパートナーともどう手を組んでいけば良いかわからず、もしかしらばパートナーすら見失ってしまいかもありません。

しかし、協働する双方が、同じ知識や認識を共有していれば、手探りではあっても、お互いその知識や認識に戻ることができ、協働事業を進めていく間には、先がまったく見えなくなることもあるでしょう。

時にはパートナー同士で仲違いすることもありますが、

でも、そうなったときにお互いが共有しているものに戻って再確認することで、また、再び一緒に歩き出すこともできるのです。

このような、協働する双方が、協働の考え方や進め方などへの理解を深めながら、共通の認識を持って協働を進めていくためのガイドとして「基本指針」があります。

「協働」とは何でしょうか。

これは案外難しい質問です。

「共同」や「協同」はこれまでよく見る言葉でしたが、「協働」という言葉は、ここ数年、耳にするようになった言葉です。英語では「collaboration」（コラボレーション）が当てられます。

コラボレーションは、芸術の世界などで「共同制作」という意味でよく使われますが、「協働」という言葉そのものは「ある目的のために、協力して働くこと」という意味です。

しかし、実際に使われるときには、「ともに汗を流す」とか、「共感して一緒に取り組む」とか、様々な価値観を含んで使われています。

そのため、協働の定義も、やはり十分確立されていないといえるでしょう。

そうはいっても、何をもちて協働と言うかお互いに共有しないことには、協働事業を進めるにも足元がおぼつきません。

そこで、今回の「基本指針」では、「公的サービスを担う異なる主体が、地域課題や社会的な課題を解決するために、相乗効果をお互いながら、新たな仕組みや事業を創りだしたり、取り組むこと」を「協働」としています。

また、「協働」という言葉は、「協働事業」というように、具体的に2者や多者が個別の事業に取り組む時のように狭い意味で使われる場合と「社会を協働で支える」というように、社会全体の役割分担と協力のように広い意味で使われる場合があります。

これを使い分けずに話をする、話がかみ合わなくなることもありますので、注意が必要です。協働を推進するための基盤は何でしょうか。

協働を推進するということは、「公共」すなわち「市民みんなにかかわること」を、市民個人、ボランティアグループ、市民活動団体・NPO、自治会町内会、公益

法人、企業、行政など、都市・横浜を構成する様々な個人や団体が一緒に支えあうということです。

しかしながら、これまでは「公共」といえば「行政」というイメージが浸透しており、何か困ったことがあれば「役所に言ってみてもらえばいい」という意識が世間の一般的な感覚でしたし、行政の側も役所こそが公共の担い手という意識を強くもっていました。ただ、実際には、これまでも行政だけがすべての公共サービスを担っていたわけではなく、様々な公共サービスを、ボランティアや自治会町内会、企業などが担ってきたのが現実であり、こうした活動を行ってきた人は、人のために自分ができることに進んで取り組んできた人たちです。

協働によるまちづくりを進めていくには、行政として提供すべき公共サービスを効率的・効果的に責任を持って提供するだけでなく、市民の自治意識を尊重し、市民との協働によって「公共」を努めていくのだという意識改革に努

めていかなければなりません。

そのためには、自分が与えられている業務だけでなく社会問題に敏感に捉える力を磨くこと、市民とのコミュニケーション力やコーディネート力も必要となります。一方、市民にも暮らしの課題を人任せではなく自分から取り組もうとする自立した自治意識が求められることとなります。

こうして、行政も市民も「みんなで社会を支える」という意識を持つことが、協働の推進につながっていきます。

協働事業に取り組む際に気をつけることは何でしょうか。

横浜市では、平成11年3月に市民活動推進検討委員会（堀田力委員長）から「横浜市における市民活動との協働に関する基本方針（横浜コード）」の提唱を受けて「市民活動推進条例」を12年7月に施行しました。

この横浜コードでは、市民活動と行政の協働の原則として①対等の原則②自主性尊重の原則③自立化の原則④相互理解の原則⑤目的

共有の原則⑥公開の原則の6つを掲げています。

市では、市民活動だけでなく、様々な団体・グループとの協働も大切なこととし、「基本方針」においてもこの原則にそった事業実施のプロセスモデルを次のように示しています。

①市民が課題や解決策を提案するなど企画段階から参画すること。
②お互いが課題と事業目的を共有すること。

③役割分担と責任を双方で確認すること。

④それぞれの特性を發揮して事業をすすめること。

⑤事業の実施後に双方及び第三者が評価し次の事業に反映すること。

⑥そしてこの協働のプロセスはできる限り情報公開すること。

こちらのプロセスはすべてを経ることが好ましいのですが、実際には事業の性格や制約がありすべてはできないこともあります。

しかしだからといって、協働はできないとか、協働ではないというのではなく、まずは可能な部分から協働で取り組んでいき、検証

しながら進めていくことが大切です。

今後、協働推進のためにどのような取組みを行うのでしょうか。

「基本方針」は、協働の進め方を示すものですが、この指針の特徴として、協働推進のための取組施策に言及しています。

協働の理念を実現するには、促進するための制度や環境整備が必要と考えたからです。

具体的な施策として、「協働事業提案制度」や「区版市民活動支援センター」「人材バンク」「横浜ライセンス制度」「市民活動推進ファンド」「融資制度」などがあげられています。

これらの施策の中には、「市民活動支援センター」のようにすでに事業化しているもの、「横浜ライセンス制度」のようにこれから事業内容を具体化するものなど、いろいろありますが、こうした仕組みを具体化し、有効に機能させることで、協働が進むと考えています。

△市民協働推進事業本部協働推進課▽

プロセスモデル

全プロセスを経ることが好ましいですが、事業の性格や形態、現行制度の制約に合わせ、可能な部分から取り入れることも重要です。

